

陳情第6-31号参考資料
教育民生常任委員会
福祉課
令和6年11月29日

葉福第253-3号
令和6年11月20日

神奈川県医療労働組合連合会
執行委員長 古岡 孝広 様

葉山町長 山梨 崇仁



「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める要請」について（回答）

平素より本町の福祉行政にご理解ご協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、令和6年10月23日付でご提出頂きました「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める要請」について、次のとおり回答いたします。

項目1につきましては、必要なときに必要な介護が保障されることは重要なことと認識しており、介護保険制度の見直し及び介護保険財政に対する国庫負担の引き上げにつきましては、国の動向を注視するとともに、本町においては、住み慣れた地域で安心してその入らしい生活を送れるよう引き続き健康寿命の延伸に力を入れるとともに、ケアマネジメントの適正化に取り組んでまいります。

項目2につきましては、介護現場の人材不足を起因とした介護保険制度の崩壊を防止する観点からも、実態を反映した介護報酬の改定や、利用者の負担増によるサービス控えが生じることがないよう利用料の軽減措置など、国や県に要望してまいりたいと考えております。

項目3につきましては、持続可能な制度設計の確保が必要と考えておりますので、引き続き制度見直しなど国の動向を注視し、必要に応じて国や県に要望してまいりたいと考えております。

項目4につきましては、介護従事者の処遇改善や増員などの労働環境の改善は不可欠であります。本町において住民の高齢化は顕著に進んでおり、また全国的に介護関係職員の人材確保が喫緊の課題となっています。人員配置基準は神奈川県が決定するものでありますので、県に要望してまいりたいと考えております。

事務担当は
葉山町 福祉部 福祉課 介護高齢係
046-876-1111 内線 232

2024年10月23日

葉山町長 山梨崇仁 様

神奈川県医療労働組合連合会

執行委員長 古岡孝広

神奈川県横浜市中区桜木町3-9

横浜平和労働会館3階

電話 045-228-7704 FAX 045-228-7717



介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める要請書

県民のいのちと健康をまもるためにご奮闘いただいていることに敬意を表します。

介護保険制度は施行24年が経過しました。しかし、利用料、食費・居住費などの重い費用負担のために必要なサービスを利用できない実態が広がり続けており、家族の介護を理由とする介護離職も高止まりのままです。2024年度の介護報酬改定はプラス改定となりましたが、介護職員と全産業平均との月額約7万円の賃金格差を埋めるには程遠い内容であり、介護事業所の経営に困難をもたらしている物価上昇分をカバーすることもできない不十分な改定です。

さらに、訪問介護の報酬が引き下げられたことで、地域で最も身近な小規模の訪問介護事業所が廃業に追い込まれる事態が生じており、各地で不安と怒りの声が噴出し続けています。介護現場の人手不足は本当に深刻です。ヘルパーの有効求人倍率が15倍を超えるなど、このままでは介護の担い手がいなくなり、介護保険制度そのものが崩壊しかねません。

こうした中、政府は、私たちの反対の声で先送りにさせた利用料2割負担の対象拡大、ケアプラン有料化、要介護1、2のサービスの保険給付外しなど、さらなる改悪に向けた審議を2025年から再開しようとしています。

権利としての介護保障を実現するためには、社会保障費を増やし、介護保険の国庫負担を引き上げ、制度の抜本改善、介護従事者の大幅な処遇改善と増員を図ることが何よりも必要です。介護保険の立て直しは待ったなしの課題です。制度の改悪を即刻中止し、憲法25条に基づいたケアが大切にされる社会の実現に向けて、以下要請いたします。

記

1. 社会保障費を大幅に増やし、必要なときに必要な介護が保障されるよう、費用負担の軽減、サービスの拡充など介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護保険財政に対する国庫負担の割合を大幅に引き上げること
2. 訪問介護の基本報酬の引き下げを撤回し、介護報酬全体の大幅な底上げを図る再改定を至急行うこと。その際はサービスの利用に支障が生じないよう、利用料負担の軽減などの対策を講じること
3. 利用料2割負担の対象者の拡大、ケアプランの有料化、要介護1、2の保険給付はずし（総合事業への移行）など、介護保険の利用に重大な困難をもたらす新たな制度見直しを検討しないこと
4. 全額国庫負担により、すべての介護従事者の賃金を全産業平均まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと

